

新型コロナワクチン（以下「ワクチン」）接種や新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）の影響を受ける皆さんへの支援制度の情報をまとめました。

1 65歳以上の人へ ワクチン接種が始まっています

接種を希望する人は、次の通り予約をお願いします。

▶接種場所

【**集団接種**】 松前公園体育館2階アリーナ

【**個別接種**】 町内実施医療機関（接種券に同封の一覧表で確認を。同医療機関に直接予約することはできません。）

▶**予約手順** 郵送で届いた接種券を手元に用意し、次のいずれかの方法で接種日を予約する。

①インターネットで予約

スマートフォンなどで右のQRコードを読み込んで、予約サイトから予約する。



②コールセンターで予約

右の番号に電話して予約する。 ☎ 909-3253

【**受付時間**】 9時～18時（土・日・祝を除く）

※ ワクチンの効果を十分得るために、一定の間隔を空けて2回接種する必要があります。

2 国民健康保険税（国保税）介護保険料（介護後期高齢者医療保険料（後期）を減免します

▶**対象者** コロナの影響を受け、国保税、後期・介護保険料の納付が難しい人で、次のいずれかを満たす人

- ① コロナにより主な生計維持者が死亡したか、重篤な傷病を負った世帯
- ② コロナの影響で主な生計維持者の収入減が見込まれ、次の全てに該当する世帯
 - ・ 事業収入などの減少見込み額が、前年の事業収入などの3/10以上である。
 - ・ 前年の所得が1,000万円以下である（介護以外）。
 - ・ 減少する事業収入など以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

※ 減免申請に係る詳細は、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

▶申請先・問い合わせ

（国保税） 税務課町民税係 ☎ 985-4110

（後期・介護） 保険課保険料係 ☎ 985-4227

ワクチンキャンセルサポーターに登録を

接種日当日の体調不良などでキャンセルが出た場合に、ワクチンを無駄に廃棄しないよう、緊急で接種を受けてもらう、「ワクチンキャンセルサポーター」を募集しています。

接種券が届いた人で、登録を希望する人は下記へ申し込んでください。キャンセルが出た場合は、登録者へ順次電話し、都合を伺います。

▶申込先・問い合わせ

子育て・健康課健康増進係 ☎ 985-4118

ワクチンは、腕の上の方に注射します。接種日当日は半袖など肩を出せる服装でお越しください。

5月9日⑩に実施した、集団接種シミュレーションの様子



3 傷病手当を支給します

▶**対象者** コロナに感染したか、発熱の症状がありコロナの感染が疑われたことで、療養のために働けない人

▶**対象日** 働けなくなった日から起算して3日を経過した日以降で、働けない期間のうち働くことを予定していた日

▶**支給額** （直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×対象日数

▶**適用期間** 令和2年1月1日～令和3年6月30日の間で療養のため働けない期間

※ 申請に係る詳細は、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

▶申請先・問い合わせ

保険課医療保険係 ☎ 985-4107

えひめ版応援金（県・町連携事業）

感染症対策に取り組みながら事業を継続する事業者を支援するため、応援金を支給します。

▶**対象者** 次の全てを満たす事業者

- ①【法人の場合】主たる営業所が町内にあること
【個人の場合】町内に住民登録があること
- ②令和3年1月～5月のうち、任意の月の売上げが前年または前々年同期比で30%以上減少していること
- ③国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、「緊急事態措置まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」、「新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金」の支給を受けていないこと
- ④比較対象とする月を含む年間売上げが、法人の場合は240万円以上、個人の場合は120万円以上であること

▶**応援金の額**（※一事業者につき1回限り）

法人 20万円 個人 10万円

県の支援制度もあります

▶**新ビジネスモデル展開促進事業**

コロナ禍で新たなビジネスモデルの展開に挑戦する事業者への支援

●**申請期限** 7月30日(金)

📍**コロナ対応新ビジネスモデル補助金事務局**
(愛媛県商工会連合会内) ☎ 994-8316



国の支援制度もあります

▶**月次支援金**

まん延防止等重点措置などに伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛」の影響により、売上げが50%以上減少した事業者への支援



▶**事業再構築補助金**

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編やこれらの取り組みを通じた規模の拡大など思い切った事業再構築に意欲を持つ事業者の挑戦を支援



※詳細は、QRコードからそれぞれのホームページへ。

営業時間の短縮要請協力金

▶**対象者** 次の全てを満たす店舗

- ①食品衛生法第52条の規定に基づく飲食店営業許可を受け、酒類を提供し、かつ、屋内に常設の飲食スペースを設けている町内の店舗であること
- ②時間短縮要請期間（4月26日(金)～5月31日(金)）に、酒類を提供する店舗の営業時間短縮等に協力していること

▶**協力金の額** 前年または前々年の1日当たりの売上高に応じて、次の金額を給付します。

📍**1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合**

1日当たり2万5千円
→2万5千円×36日＝90万円

📍**1日当たりの売上高が8万3,334円以上の場合**

1日当たりの売上高×0.3（千円単位に切り上げ〈上限7万5千円/日〉）×36日

📍**大企業など**

1日当たりの売上高減少額×0.4（千円単位に切り上げ〈上限20万円/日〉）×36日

▶**申請期限** 7月30日(金)

※ 変更になる場合があります。

衛生環境設備導入経費の一部を補助

従業員や来客の衛生環境向上のための設備の整備や店舗の改修などにかかる経費の一部を補助します。

▶**対象者** 次の全てを満たす事業者

- ①営業所が町内にあるか、個人の場合は町内に住民登録があること
- ②町税を滞納していないこと

▶**対象経費の例**

手洗設備、換気扇、仕切板の設置費用など

▶**対象外となる経費**

衛生・換気機能を持つが、主とする機能が別であるものの設置費用、軽微な備品類の購入費用など
→(例) 換気機能(除菌機能)付きエアコン、トイレの洋式化、非接触型体温計など

▶**補助金の額**

対象経費の2/3の額(上限50万円)

4 中小企業、漁業者の皆さんへ 補助金や協力金などを交付します

コロナの感染拡大防止と経済活動を両立するため、次のような支援制度があります。

各支援制度にはそれぞれ対象要件がありますので、申請に係る詳細は、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

📍産業課商工水産観光係 ☎ 985-4120

QRコードから確認できます。ぜひ活用を!



漁業資機材等購入経費の一部を補助

市場などにおける魚価の低下などによる漁業経営の悪化を緩和するため、漁業経営の継続・安定化に必要な資機材などの購入に係る経費の一部を補助します。

▶**対象者** 次の全てを満たす漁業者

①次の区分に応じてそれぞれの要件を満たすこと

【漁業協同組合】 松前町漁業協同組合(以下「漁協」)

【漁業者】 ①漁協の正組員

②漁協の准組員で町内に住民登録があり、漁協を通じて市場へ出荷実績がある者

②町税を滞納していないこと

▶**補助金の額**

①漁業資機材購入事業(漁協対象)
対象経費の1/2の額(上限250万円)

②漁具等購入事業(漁業者対象)
対象経費の1/2の額(上限5万円)

雇用調整助成金の申請事務委任に要した経費の一部を補助

国の雇用調整助成金などを申請する際、書類の作成などを社会保険労務士に依頼することで要した経費の一部を補助します。

▶**対象者** 次の全てを満たす事業者

①主たる営業所が町内にあるか、個人の場合は町内に住民登録があること

②国から雇用調整助成金などの支給決定を受けていること

③町税を滞納していないこと

▶**補助金額**

対象経費の1/2の額(上限10万円)

緊急地域雇用維持助成金

▶**対象者** 雇用を維持するため、労働者を一時的に休ませる間に休業手当を支給する事業者のうち、次の全てを満たす事業者

①営業所が町内にあるか、個人の場合は町内に住民登録があること

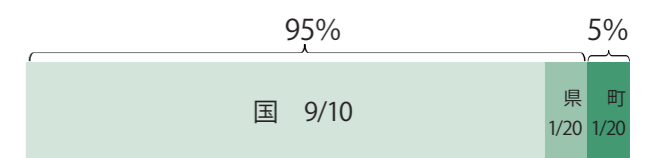
②国から雇用調整助成金の支給決定を受けていること

③町税を滞納していないこと

▶**助成金の額**

国の支給決定額の1/18(1事業所100万円を限度)

▶**助成金の負担割合イメージ**



新ビジネスモデル補助金

愛媛県商工会連合会が実施する「コロナ対応新ビジネスモデル補助金」の交付を受ける事業者に、上乗せで補助金を交付します。

▶**対象者** 次の全てを満たす事業者

①営業所が町内にあるか、個人の場合は町内に住民登録があること

②愛媛県商工会連合会のコロナ対応新ビジネスモデル補助金の交付決定を受けていること

③町税を滞納していないこと

▶**協力金額**

対象事業の1/12の額(上限12万5千円)

※ 県連は対象事業の2/3(上限100万円)を交付